

役員報酬に関する規程

特定非営利活動法人 日本 NPO センター

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本 NPO センター（以下「この法人」という。）定款第 17 条に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人が報酬を支払うことができる役員は、定款第 12 条 1 項に定める理事および監事とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、原則として無報酬とする。ただし、この法人は、一定以上の勤務を定常的に担う役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、その月の月額全額を毎月末日に支給する。但し、その支給日が休日に当たるときは、この法人の賃金規程に準じて支給する。

(報酬の額の決定)

第6条 理事の報酬額は、総会の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会が別に定める算定方法により理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬額は、総会の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議により別に定める算定方法により監事の協議で決定するものとする。

(使用人を兼務する役員への報酬の支払い方法等)

第7条 報酬を受ける役員のうち、使用人を兼務する者の報酬および給与についてはその勤務の状況等により役員としての報酬と使用人としての給与に区分して支給することができる。ただし、区分の必要がないと認められる場合は役員としての月額報酬を使用人給与と併せて支給することができる。

2 前項の支給に関し必要な事項は、この法人の賃金規程によるものとする。

(任期の途中での扱い)

第8条 任期の途中において新たに報酬を受ける役員になった者は、その日から報酬を支給する。

2 報酬を受ける役員が任期の途中において報酬を受ける対象でなくなった場合、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支給する。

3 報酬を受ける役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

(通勤手当)

第9条 報酬を受ける役員には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その支給の取扱いについては、職員の例に準ずるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、2014年6月1日から施行する。

この規程は、2018年5月10日に改訂された。

II 賃金規程 (正職員)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は正職員の賃金に関する事項を定める。

(区分)

第2条 賃金の区分を次のとおりとする。

(1) 本給(基準内賃金)

- イ. 基本給
- ロ. 経験手当(経験者手当、勤続手当)
- ハ. 役職手当

(2) 基準外賃金

- イ. 時間外勤務手当
- ロ. 休日勤務手当
- ハ. 通勤手当

(支給の方法)

第3条 賃金は全額を本人に対して、直接、通貨で支給する。ただし、職員本人が金融機関への振込を希望した場合には、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払う。
ただし、社会保険料、所得税、その他法令で定められたものについては、これを控除する。

(計算期間および支給期日)

第4条 賃金は、月1日から末日までを1ヶ月分として計算し、翌月15日に支給する。

(支給日の繰り上げ)

第5条 支給日がセンターまたは取引金融機関の休日に当たる場合には、前日に繰り上げて支給する。

(計算の特例)

第6条 月の途中で採用され、または退職、死亡した場合は、その月に限って日割計算によって支給する。

(賃金の変更)

第7条 賃金の変更は、原則として発令の日から実施する。

2. 賃金の昇降給については、原則として毎年、次年度の予算編成期に検討の上、決定する。

第2章 本給 (基準内賃金)

(本給)

第8条 本給は月給とし、最終学歴別基本給 (別表1)、経験手当 (経験者手当、勤続手当)、役職手当の額により決定する。

(経験手当)

第9条 経験手当 (経験者手当、勤続手当) は、以下の方法により決定する。

2. 経験者手当は、入職時における経験に対する手当で、「別表2」にもとづき、市民活動歴、勤務歴、およびセンターの事業に関連する経験年数を勘案して決定する。
3. 勤続手当は、センター入職後の勤続年数および勤務評価をもとに決定する。

(役職手当)

第10条 役職手当は役職者に支給する。役職者とは、事務局長、事務局次長、部門長 (それに準ずる役職名を含む) をいう。

2. 役職手当の額は、月額事務局長80,000円、事務局次長60,000円、部門長40,000円とする。

(本給の額の決定)

第11条 本給のうち、基本給と経験手当を足した額について、正職員それぞれを給与表の等級 (1号の1から20号の4まで合計84等級) にあてはめ、当該の月額・年額を支給する。ただし、賞与については、第18条にもとづき、減額されることがある。

2. 本給のうち、役職手当に関しては、第10条の定めにより給与表の額に加算する。

第3章 基準外賃金

(時間外勤務手当)

第12条 所定の時間を超えて勤務した場合には、実働1時間について次のとおり、時間外勤務手当を支給する。なお、1ヶ月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

基準内賃金

× 1.25

1ヶ月平均所定労働時間数

2. 時間外手当を支給する労働時間は、実働8時間を超えた時刻から計算する。

3. 管理監督の地位にある者には、時間外勤務手当を支給しない。ただし深夜に勤務した場合を除く。

(休日勤務手当)

第13条 休日に勤務した場合には、実働1時間について次のとおり、休日勤務手当を支給する。なお、1ヶ月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1\text{ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.35$$

(深夜勤務手当)

第14条 午後10時から午前5時までの間に勤務した場合には、第11条の時間外勤務手当に加えて、実働1時間について次のとおり、深夜勤務手当を支給する。なお、1ヶ月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1\text{ヶ月平均所定労働時間数}} \times 0.25$$

2. 管理監督の地位にある者が前項に該当する場合は、時間外勤務手当を除き、深夜勤務手当を支給する。

(通勤手当)

第15条 センターより2キロ以上の地点に居住する職員が通勤のために交通機関を利用する場合には、もっとも合理的な経路および期間の通勤定期券の実費を毎月ごとに支給する。

ただし、この場合、その最高限度額は1ヶ月3万円とし、3万円を超える場合は、超過分についてその半額を支給する。

2. 第1項の額は欠勤、休職等により、1ヶ月に16日以上勤務しない場合には、当該計算期間の実際に出勤した日数に応じて支給する。

第4章 不就業に対する賃金の取り扱い

(休暇等の賃金)

第16条 就業規則第34条に定める特別休暇のうち、(2) 出産休暇、(5) 生理休暇は無給とする。

2. 第30条(育児時間)、第36条(母性健康管理のための休暇等)は無給とする。

3. 第37条(子の看護休暇)、第38条(育児休業等)、第39条

(介護休業等)は「育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務に関する規程」で定める。

4. 就業規則第10条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

(欠勤等の扱い)

- 第17条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の賃金については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

第5章 賞 与

(賞 与)

- 第18条 賞与金は、就業規則第44条の定めにしたがい、支給日に在籍する正職員に対し、以下のように支給する。

7月：本給から役職手当を減じた額の1ヶ月分

(ただし、4月から7月までの4ヶ月間のうち、正職員でない期間がある者は、正職員期間/4ヶ月を掛ける)

12月：本給から役職手当を減じた額の1ヶ月分

(ただし、8月から11月までの4ヶ月間のうち、正職員でない期間がある者は、正職員期間/4ヶ月を掛ける)

3月：本給から役職手当を減じた額の1ヶ月分

(ただし、センターの財政状況により、支給されない場合もしくは支給額が減額される場合がある。また、12月から3月までの4ヶ月間のうち、正職員でない期間がある者は、正職員期間/4ヶ月を掛ける)

※2018年4月1日改訂。ただし、第4条に関しては、2018年7月より運用する。

(本規則の施行)

- 第19条 本規則は、1999年12月2日から施行する。

2013年10月1日改定施行

2018年4月1日改定施行

ただし、第4条に関しては、2018年7月より運用する。

2018年5月10日改定施行

【別表1】 最終学歴別基本給

最終学歴	基本給
大学院卒（修士）	220,000円
大学卒	200,000円
短期大学卒	180,000円
高等学校卒	160,000円

【別表2】 経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率
(イ) 国家公務員、地方公務員およびこれらに準ずるものの職員としての在職期間	・直接関係があると認められるもの	10割
	・職務の種類が類似しているもの	8割
	・その他のもの	5割
(ロ) 民間における企業体、大学を含む研究機関、団体等の職員としての在職期間	・直接関係があると認められるもの	10割
	・職務の種類が類似しているもの	8割
	・その他のもの	5割
(ハ) 専門学校等の教育機関における在学期間（学位取得のための在学期間を除く）	・直接関係があると認められるもの	8割
	・その他のもの	5割
(ニ) その他の期間	・直接関係があると認められるもの	10割
	・職務の種類が類似しているもの	8割
	・その他のもの	5割
	・無職	3割

※1：経験の種類においては、その経験の国内外を問わないものとする。

※2：換算のための「年数」の最小単位は0.5年（6ヶ月）とし、0.5年未満は切り捨てとする。

※3：換算にあたっては、正職員採用時に本人との協議機会をもつことを基本とする。ただし、最終的な判断は日本NPOセンターが行う。

※4：換算基準の曖昧さを避けるため、本規程の補助文書として例示資料を作成し、これを理事会の議決により採用することを推奨する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本NPOセンター	事業年度	R2年4月1日～R3年3月31日
-----	--------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	14,480,000 円
準会員受取会費	755,000 円
受取寄付金	313,535,446 円
受取助成金	5,533,100 円
自主事業収益	63,966,418 円
受託事業収益	18,690,199 円
受取利息	710 円
雑収益	0 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	416,960,873 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
会員債 (2名)	440,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	440,000 円

(3) その他

なし

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
多数のため別紙にて記載				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
R2年5月27日	ソフトウェア寄贈事業の事務手数料	1,432,285 円
R2年7月3日	ソフトウェア寄贈事業の事務手数料	2,686,408 円
R2年8月7日	ソフトウェア寄贈事業の事務手数料	1,193,765 円
R2年10月16日	ソフトウェア寄贈事業の事務手数料	1,891,676 円
R2年12月24日	ソフトウェア寄贈事業の事務手数料	2,478,298 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本NPOセンター	チェック欄
-----	---------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	R2年4月1日～R3年3月31日	21人	0人	0%	5人	23.8%
㊹	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊺	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊻	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊼	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかたしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

畠山 順子		理事		○						R2年7月1日 就任
早瀬 昇		理事		○						11年6月1日就 任 R2年6月30 日退任
二村 睦子		理事		○						30年7月1日就 任
毛受 敏浩		理事		○						28年7月1日就 任
山ノ川 実夏		理事		○						27年7月1日就 任
早坂 毅		監事		○						24年7月1日就 任
河崎 健一郎		監事		○						28年7月1日就 任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本NPOセンター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	7年
現金出納帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	7年
入金・出金・振替伝票	単票	随時	7年
寄付者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年
切手在庫集計表	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年
書籍在庫表	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本NPOセンター	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 日本NPOセンター	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本NPOセンター
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本 NPO センター	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ニ	暴力団の構成員等の有無	無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	いいえ
---	----------------------------------	-----

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
---	---------------------------	-----

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
---	---	-----

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ

(別紙) 3 取引の内容に関する事項 (3)ハ 役務の提供
 期間: 令和2年4月1日～令和3年3月31日

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額(円)	役務提供の内容等	その他の取引条件等
						業務委託は契約による、 謝金は謝金規程による、 費用は請求による
			令和2年4月9日	33,411	児童館支援事業 謝金	
			令和2年4月30日	266,450	情報支援事業 業務委託	
			令和2年4月30日	62,000	児童館支援事業 業務委託	
			令和2年4月30日	33,000	法律業務 謝金	
			令和2年4月30日	132,000	労務業務 業務委託	
			令和2年5月29日	266,450	情報支援事業 業務委託	
			令和2年5月29日	100,000	調査研究事業 業務委託	
			令和2年6月12日	165,000	新型コロナ緊急支援事業 業務委託	
			令和2年6月30日	330,000	情報支援事業 業務委託	
			令和2年6月30日	266,450	情報支援事業 業務委託	
			令和2年7月15日	30,000	団体運営研修事業 謝金	
			令和2年7月31日	100,000	調査研究事業 業務委託	
			令和2年7月31日	266,450	情報支援事業 業務委託	
			令和2年7月31日	1,287,000	情報支援事業 業務委託	
			令和2年7月31日	56,000	児童館支援事業 業務委託	
			令和2年8月14日	33,000	団体運営研修事業 業務委託	
			令和2年8月14日	151,800	団体運営研修事業 業務委託	
			令和2年8月14日	132,000	団体運営研修事業 業務委託	
			令和2年8月14日	200,000	環境教育事業 業務委託	
			令和2年8月14日	200,000	環境教育事業 業務委託	
			令和2年8月14日	1,140,000	環境教育支援事業 業務委託	
			令和2年8月14日	10,000	団体運営研修事業 謝金	
			令和2年8月14日	20,000	団体運営研修事業 謝金	
			令和2年8月14日	10,000	団体運営研修事業 謝金	
			令和2年8月14日	40,000	調査研究事業 謝金	
			令和2年8月31日	266,450	情報支援事業 業務委託	
			令和2年9月15日	1,200,000	被災地支援事業 業務委託	
			令和2年9月15日	22,000	被災地支援事業 業務委託	
			令和2年9月15日	92,840	情報支援事業 業務委託	
			令和2年9月30日	266,450	情報支援事業 業務委託	
			令和2年9月30日	1,485,000	新型コロナ緊急支援事業 業務委託	
			令和2年9月30日	30,000	被災地支援事業 謝金	
			令和2年9月30日	30,000	被災地支援事業 謝金	
			令和2年10月15日	200,000	環境教育事業 業務委託	
			令和2年10月15日	100,000	団体運営研修事業 謝金	
			令和2年10月15日	30,000	団体運営研修事業 謝金	
			令和2年10月15日	30,000	団体運営研修事業 謝金	
			令和2年10月15日	73,504	被災地支援事業 謝金	
			令和2年10月15日	71,000	被災地支援事業 謝金	
			令和2年10月15日	76,000	被災地支援事業 謝金	
			令和2年10月30日	100,000	調査研究事業 業務委託	
			令和2年10月30日	266,450	情報支援事業 業務委託	
			令和2年10月30日	744,000	被災地支援事業 業務委託	

令和2年11月30日	266,450	情報支援事業 業務委託	
令和2年11月30日	30,000	団体運営研修事業 謝金	
令和2年11月30日	30,000	団体運営研修事業 謝金	
令和2年11月30日	30,000	団体運営研修事業 謝金	
令和2年11月30日	10,000	会員交流事業 謝金	
令和2年11月30日	10,000	会員交流事業 謝金	
令和2年12月24日	266,450	情報支援事業 業務委託	
令和2年12月24日	30,000	被災地支援事業 謝金	
令和3年1月29日	266,450	情報支援事業 業務委託	
令和3年1月29日	200,000	団体運営研修事業 謝金	
令和3年1月29日	280,000	団体運営研修事業 謝金	
令和3年1月29日	80,000	団体運営研修事業 謝金	
令和3年1月29日	80,000	団体運営研修事業 謝金	
令和3年2月26日	266,450	情報支援事業 業務委託	
令和3年2月26日	15,000	調査研究事業 謝金	
令和3年2月26日	15,000	調査研究事業 謝金	
令和3年3月15日	490,000	環境教育事業 業務委託	
令和3年3月15日	490,000	環境教育事業 業務委託	
令和3年3月15日	490,000	環境教育事業 業務委託	
令和3年3月15日	1,354,000	環境教育事業 業務委託	
令和3年3月15日	380,000	環境教育事業 業務委託	
令和3年3月15日	710,000	環境教育事業 業務委託	
令和3年3月15日	19,578	環境教育事業 業務委託	
令和3年3月15日	50,000	児童館支援事業 謝金	
令和3年3月15日	22,274	会員交流事業 謝金	
令和3年3月19日	10,000	出版事業 謝金	
令和3年3月31日	3,300,000	被災地支援事業 業務委託	
令和3年3月31日	142,500	児童館支援事業 業務委託	
令和3年3月31日	50,000	児童館支援事業 業務委託	
令和3年3月31日	266,450	情報支援事業 業務委託	
令和3年3月31日	10,000	会員交流事業 謝金	
令和3年3月31日	10,000	会員交流事業 謝金	
令和3年3月31日	55,685	周年事業 謝金	
令和3年3月31日	40,000	周年事業 謝金	
令和3年3月31日	44,548	周年事業 謝金	
令和3年3月31日	50,000	周年事業 謝金	
令和3年3月31日	30,000	周年事業 謝金	
令和3年3月31日	30,000	周年事業 謝金	
令和3年3月31日	30,000	周年事業 謝金	
令和3年3月31日	341,000	被災地支援事業 業務委託	

6 支出した寄附金に関する事項(別紙)

1	令和2年4月28日	被災地復興支援事業	14,210,000
2	令和2年4月30日	被災地復興支援事業	2,400,000
3	令和2年4月30日	被災地復興支援事業	2,700,000
4	令和2年4月30日	被災地復興支援事業	3,400,000
5	令和2年5月29日	被災地復興支援事業	6,900,000
6	令和2年5月29日	被災地復興支援事業	1,908,000
7	令和2年5月29日	被災地復興支援事業	1,344,000
8	令和2年5月29日	被災地復興支援事業	1,600,000
9	令和2年5月29日	被災地復興支援事業	1,604,000
10	令和2年5月29日	被災地復興支援事業	1,592,000
11	令和2年5月29日	被災地復興支援事業	1,336,000
12	令和2年5月29日	全国ネットワーク組織支援事業	1,000,000
13	令和2年5月29日	全国ネットワーク組織支援事業	1,000,000
14	令和2年5月29日	全国ネットワーク組織支援事業	1,000,000
15	令和2年5月29日	全国ネットワーク組織支援事業	1,000,000
16	令和2年6月12日	新型コロナウイルス緊急支援事業	10,100,000
17	令和2年6月12日	新型コロナウイルス緊急支援事業	11,000,000
18	令和2年6月12日	新型コロナウイルス緊急支援事業	10,650,000
19	令和2年6月12日	新型コロナウイルス緊急支援事業	2,730,000
20	令和2年6月12日	新型コロナウイルス緊急支援事業	10,300,000
21	令和2年6月12日	新型コロナウイルス緊急支援事業	8,720,000
22	令和2年6月15日	被災地復興支援事業	100,000
23	令和2年6月15日	被災地復興支援事業	100,000
24	令和2年6月15日	被災地復興支援事業	100,000
25	令和2年6月15日	児童館支援事業	195,500
26	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
27	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
28	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
29	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
30	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
31	令和2年6月15日	児童館支援事業	130,000
32	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
33	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
34	令和2年6月15日	児童館支援事業	186,000
35	令和2年6月15日	児童館支援事業	194,800
36	令和2年6月15日	児童館支援事業	200,000
37	令和2年6月15日	児童館支援事業	170,000
38	令和2年6月30日	児童館支援事業	100,000
39	令和2年6月30日	児童館支援事業	195,250
40	令和2年6月30日	児童館支援事業	200,000

41	令和2年6月30日	児童館支援事業	160,000
42	令和2年6月30日	新型コロナウイルス緊急支援事業	1,600,000
43	令和2年6月30日	新型コロナウイルス緊急支援事業	1,600,000
44	令和2年6月30日	新型コロナウイルス緊急支援事業	1,600,000
45	令和2年6月30日	新型コロナウイルス緊急支援事業	1,500,000
46	令和2年7月15日	新型コロナウイルス緊急支援事業	1,590,000
47	令和2年7月15日	新型コロナウイルス緊急支援事業	1,610,000
48	令和2年7月15日	被災地復興支援事業	3,300,000
49	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	4,160,000
50	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	480,000
51	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	460,000
52	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	480,000
53	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	500,000
54	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	200,000
55	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	500,000
56	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	500,000
57	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	500,000
58	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	500,000
59	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	430,000
60	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	260,000
61	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	500,000
62	令和2年7月29日	被災地復興支援事業	500,000
63	令和2年8月31日	児童館支援事業	200,000
64	令和2年9月30日	被災地復興支援事業	3,910,000
65	令和2年9月30日	被災地復興支援事業	4,000,000
66	令和2年9月30日	被災地復興支援事業	4,000,000
67	令和2年9月30日	被災地復興支援事業	3,300,000
68	令和2年9月30日	被災地復興支援事業	3,610,000
69	令和2年10月14日	被災地復興支援事業	3,670,000
70	令和2年10月30日	被災地復興支援事業	2,400,000
71	令和2年10月30日	被災地復興支援事業	2,300,000
72	令和2年10月30日	被災地復興支援事業	2,200,000
73	令和2年10月30日	被災地復興支援事業	2,000,000
74	令和2年10月30日	被災地復興支援事業	2,300,000
75	令和2年10月30日	被災地復興支援事業	800,000
76	令和2年11月13日	被災地復興支援事業	2,022,000
77	令和2年11月13日	被災地復興支援事業	1,860,000
78	令和2年11月13日	被災地復興支援事業	2,250,000
79	令和2年11月13日	被災地復興支援事業	2,268,000
80	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
81	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
82	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
83	令和2年11月30日	移動支援事業	180,000

84	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
85	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
86	令和2年11月30日	移動支援事業	100,000
87	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
88	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
89	令和2年11月30日	移動支援事業	180,000
90	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
91	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
92	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
93	令和2年11月30日	移動支援事業	50,000
94	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
95	令和2年11月30日	移動支援事業	100,000
96	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
97	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
98	令和2年11月30日	移動支援事業	70,000
99	令和2年11月30日	移動支援事業	120,000
100	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
101	令和2年11月30日	移動支援事業	30,000
102	令和2年11月30日	移動支援事業	190,000
103	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
104	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
105	令和2年11月30日	移動支援事業	110,000
106	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
107	令和2年11月30日	移動支援事業	200,000
108	令和2年11月30日	移動支援事業	80,000
109	令和2年11月30日	移動支援事業	50,000
110	令和2年11月30日	被災地復興支援事業	6,900,000
111	令和2年11月30日	被災地復興支援事業	3,300,000
112	令和2年12月15日	新型コロナウイルス緊急支援事業	1,100,000
113	令和2年12月15日	移動支援事業	200,000
114	令和2年12月15日	児童館支援事業	195,051
115	令和2年12月23日	被災地復興支援事業	14,210,000
116	令和2年12月24日	被災地復興支援事業	4,160,000
117	令和2年12月24日	被災地復興支援事業	630,647
118	令和3年1月29日	被災地復興支援事業	1,500,000
119	令和3年1月29日	被災地復興支援事業	1,490,000
120	令和3年1月29日	被災地復興支援事業	1,500,000
121	令和3年1月29日	被災地復興支援事業	1,500,000
122	令和3年1月29日	被災地復興支援事業	720,000
123	令和3年1月29日	被災地復興支援事業	1,500,000
124	令和3年3月15日	環境教育支援事業	118,231
125	令和3年3月15日	被災地復興支援事業	2,800,000
126	令和3年3月15日	被災地復興支援事業	2,560,000

127	令和3年3月15日	被災地復興支援事業	2,500,000
128	令和3年3月30日	被災地復興支援事業	6,570,000
129	令和3年3月31日	環境教育支援事業	27,609
130	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	190,000
131	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	178,000
132	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	128,000
133	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
134	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
135	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
136	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
137	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	198,000
138	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
139	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
140	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
141	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	20,000
142	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	57,000
143	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
144	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	140,000
145	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
146	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	175,000
147	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
148	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
149	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
150	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	199,000
151	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
152	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	195,000
153	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	124,000
154	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
155	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
156	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	147,000
157	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
158	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	132,000
159	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
160	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	114,000
161	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
162	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	159,000
163	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	199,000
164	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	200,000
165	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	120,000
166	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	195,000
167	令和3年3月31日	新型コロナウイルス緊急支援事業	89,000
合 計			230,686,088